



相続人等に対する売渡しの請求

公認会計士 長谷川佐喜男

従前は、譲渡制限株式であっても、相続や合併等の一般承継の場合には、株式の移転を制限することができなかつたため、会社にとって好ましくない相続人等が株式を取得しても、会社はその取得を拒否することができませんでした。

会社法では、相続や合併等の一般承継により譲渡制限株式を取得した者に対し、当該株式を当該会社に売り渡すことを請求することができる旨を、定款で定めることができるようになりました。

相続人等に対して売渡しの請求を行う場合のポイントは次の通りです。

- (1) 請求を行う都度、株主総会の特別決議により、株式数や対象株主の氏名などを定めなければなりません。
- (2) 請求は、会社がその相続や合併等の一般承継があったことを知った日から1年以内に行う必要があります。
- (3) 売買価格は、会社と対象株主との協議により定めることとされていますが、会社又は対象株主のどちらからでも、売渡しの請求があった日から20日以内に、裁判所に対して、売買価格の決定の申立てをすることができます。
- (4) 売渡しの請求による買取りは、剰余金の分配可能額が限度となります。

特定の株主との合意により会社が自社株を取得する場合には、他の株主は自分を売主に加えるよう会社に請求することができますが、この相続人等に対する売渡しの請求による自社株の取得については、他の株主の売主追加請求権は認められていません。

なお、売渡しの請求の対象となった株主は、その売渡しの請求に係る株主総会において、議決権を行使することができないこととされています。

この相続人等に対する売渡しの請求は、すべての株主の相続についてあてはまりますので、例えば、先代経営者に相続が発生した場合、その相続人である後継者が、売渡しの請求を受けることも考えられます。後継者は、その売渡しの請求に係る株主総会において、議決権を行使することができませんので、残りの少数株主に経営権を奪われてしまう可能性もあります。

生前贈与や相続等により、経営に関係のない親族等にまで既に自社株が分散してしまっている場合など、さらにその相続人等に株式が承継されていくのを避けるためには、上述のリスクを慎重に検討した上で、この制度を活用することができます。